

○ 育児休業取得率

	男性			女性		
	令和3年度の実績			令和3年度の実績		
	当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数(A)	新規取得者数(B)	取得率(B/A)	当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数(C)	新規取得者数(D)	取得率(D/C)
裁判官	60	33	55.0%	40	38	95.0%
一般職	282	202	71.6%	307	307	100.0%
全体	342	235	68.7%	347	345	99.4%

※ 「新規取得者数」とは、当該年度中に新たに育児休業(再度の育児休業者を除く。)を取得した人数をいう。

※ 「当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数」とは、男性職員は当該年度中に子が生まれた男性職員、女性職員は当該年度中に産後休暇が終了した女性職員(令和3年度については令和3年2月3日から令和4年2月2日までに出産した女性職員(産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除く。))をいう。

※ 「取得率」とは、「当該年度中に新たに育児休業の取得が可能となった職員数」に対する「新規取得者数(当該年度中に新たに育児休業を取得した者(過去3年以内に取得可能となった職員数を含む。))」の割合をいう。このため、取得率が100%を超えることがある。